

## 教育プラン・生涯学習推進計画における障がい者の生涯学習

### 1. 町田市教育プランとは

教育基本法第17条第2項に基づき、町田市委員会が策定する教育の振興に関する計画で、現行の計画は2019年度～2023年度の5年間を対象としています。

障がい者の学びについては、基本方針Ⅱ「充実した教育環境を整備する」の施策2「一人ひとりのニーズに対応した特別支援教育を推進する」、施策3-2「適応指導教室の拡充」で学校教育について、基本方針Ⅳ「生涯にわたる学習を支援する」の施策4-1「支援が必要な人への学習機会の提供」で生涯学習・社会教育について定めています。（該当箇所は資料6-1参照）

### 2. 町田市生涯学習推進計画とは

「町田市教育プラン 2019-2023」に基づく生涯学習施策の計画的かつ着実な展開を図るためのアクションプラン（行動計画）で、教育プラン同様、現行の計画は2019年度～2023年度の5年間を対象としています。

障がい者の学びについては、施策2-8[「障がい者サービスの拡充」、施策4-6「障がい者の学習成果を発表する場の充実」、施策5-1「支援が必要な人への学習機会の提供」で、各課・施設の取組について定めています。

（該当箇所は資料6-2参照）